

特別支援教育だより

三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 教育支援部 発行

令和3年度 第2号（9月29日）

例年に比べて雨の降る日が多かった夏でしたが、まもなく2学期を迎えようとしていた8月の終わりに、ここ三重県においても再び緊急事態宣言が出されました。それぞれの市町によって対応は違いますが、いつもとは違う日常の中、子どもたちは園や学校での生活を送っていることと思います。様々な行事等が延期や中止を余儀なくされたりオンライン学習の準備をしたりと、先生方にとっては対応に追われる毎日だとお察しします。また、子どもたちは楽しみにしていた運動会や修学旅行などが延期となり不安を感じているかもしれません。そんな見通しの持ちにくい世の中ですが、この状況の中でできることから取り組んでいくという意識を持つことが大切だと考えます。今だからできる学びを展開しながら、子どもたちの生活の充実に向けて頑張っていきたいですね。

さて、毎年9月から11月頃にかけて、各市町の教育支援委員会では障がいのある子どもの就学先について検討が行われます。このことに関わって、今年の6月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より「障害のある子どもの教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（以下、「教育支援の手引」）」が示されました。これは、障がいのある子どもにとっての就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資することを目的としたもので、就学にかかる一連のプロセスおよび取り組みについての趣旨を、就学に関わる全ての関係者に対して正しく理解することを求めています。特にこの「教育支援の手引」の第1編「障害のある子供の教育支援の基本的な考え方」において関連する法制度や歴史的背景とその変遷について記載されており、このことについては子どもに関わる全ての先生方に知っていただきたいと考えます。

そもそも、障がいのある子どもの学びにおいては、将来の自立および社会参加を目的に、一人ひとりの障がい種別や程度に応じて、盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別な場で行われてきました。平成19年4月の学校教育法の改正により特殊教育から特別支援教育への制度の転換が行われ、従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校に、小中学校の特殊学級は特別支援学級に名称が変更されました。また、特別支援教育においては、小中学校の通常学級に在籍する知的な遅れはないものの、LD・ADHD・自閉スペクトラム症などの発達障がいのある児童生徒に対しても、一人ひとりの実態に応じた適切な指導支援を行うことが求められることとなりました。このような制度の変更により、従来の特殊教育の対象者の数に比べて、特別支援教育の対象者の数（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導）は大幅に増加することとなりました。人口全体における子どもの総数が減少しているに関わらず、特別支援教育の対象者数がいずれも顕著に増加していることについては、特別支援教育における法制度等が整備されてきていることに加えて、特別支援教育に対する理解が年々深ま

ってきているということが言えるでしょう。一方で、特別支援教育を担う教員の専門性が喫緊の課題となっています。障がいの重度重複化や多様化していることに加え、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」(文部科学省, 2012)から、通常学級に発達障がいの可能性のある児童生徒が約 6.5%在籍していることが示されるなど、特定の教員だけでは対応できない状況になってきています。そのため、今後は全ての教職員への特別支援教育に関わる研修がより必要になってくると考えられます。

それに加えて関連法制度に対する教職員の理解が十分ではないことも指摘されています。なぜなら、特別支援教育の更なる充実を目指した取り組みと並行して広まりを見せるインクルーシブ教育に対しての躊躇いがあることや、「障害者の権利に関する条約」の理念の素晴らしさを認めつつも、実現に向けての取り組みに対して負担感を感じていることが様々な調査で明らかになっているからです。「教育支援の手引」には、就学に関する新しい支援の方向性としながらも、これまでと変わらず共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進として、「障害のある子供と、障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指す」こととしています。そのための環境整備として、特別支援学校をはじめとした連続性のある多様な学びの場を用意することの必要性についても従来通りです。このようなことについて、「障害者の権利に関する条約」の原文との齟齬があること(障がいのあるなしについての記載はない)が指摘されていることや、学びの場を分けること(多様な学びの場)について条約の理念に基づいていないとの非難があることについても知っておく必要があると考えます。しかしながら、就学先決定における制度変更(認定就学者から認定特別支援学校就学者)や、合理的配慮の周知徹底など、日本は他国から遅れを取りつつも共生社会の実現に向けて一定の成果があると言えるでしょう。

<参考>教育についての障害者の権利を示した第 24 条 2 (a) (b) の政府公定訳

- (a) 「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」
- (b) 「障害者が、他の者との平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること」

(文責 清都)

今後の予定

9 月および 10 月に予定されておりました小学部および中学部の公開体験授業ですが、感染拡大防止の観点から中止させていただくこととなりました。しかしながら、次年度の就学のご判断に迷われているケースにつきましては個別に対応させていただきますので、各学部の担当までご相談ください。

また、今年度のつばさ祭りにつきましても、昨年に引き続き外部の方はご参加いただけません。あらかじめご了承ください。